

令和3年10月  
農業委員会議事録

開催日：令和3年10月25日（月）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年10月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原 和紀  
統括主幹 齋藤 利明  
主 事 辻 敬 濟

(説明員) 開発指導課調整幹 田 中 克 尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第4号議案 引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の発行について
- 第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

### ③ 報 告

- 第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時33分

## 9. 会議の内容

局長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 おはようございます。何だか急にこここのところ寒くなってしまって、秋がなくて冬に近くなってしまったということで、くれぐれも風邪を引かないように体調を整えていただければと思います。稲刈りも大分進みまして、普通の方は終わったのかなと。ただ、技術センターのちよっと東というか北というか、あの辺にはまだ大分残っていて、大手さんが残っているのかなと思っております。うちもあと4回刈れば何とか終わるので、今月いっぱい、雨が降らなければいいのですけれども、明日雨だから今月いっぱいでも何とかかならないかのちょうど瀬戸際かなと思っております。

また、コロナ感染者もこここのところ2桁で、昨日は1桁ということで、今日から解除になりますので、このまま感染者の数が少ない状態で推移してほしいと思います。

話は整いませんけれども、以上で冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

局長 ありがとうございます。

出席委員は全員でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、14番の三ツ木委員、1番の瀬尾委員を指名いたします。よろしく

統括主幹

お願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,913平方メートルです。通作距離は3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,913平方メートルです。通作距離は3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

1番及び2番については、同一世帯での営農拡張の申請です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員12番の松沢委員、2番について推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。

それでは、1番について松沢委員よりお願いいたします。

1 2番推進委員  
(松沢委員)

1番の件について補足説明します。

10月14日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。申請許可の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

続いて、2番について豊田委員よりお願いします。

1 1番推進委員

2番の件について補足説明します。

(豊田委員)

10月14日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

全 員 ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について事務局より説明願います。

統括主幹 議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は加工所です。転用理由といたしまして、借人は平成2年に市内に本店を置き、主に農産物の生産加工、販売を営む法人です。越谷市のいちご観光農園整備構想に基づき、令和3年4月から農地中間管理機構よりいちごタウン2工区の農地を借り受けて今後ハウスを8棟建築するとともに、イチゴの生産を令和4年4月に供用開始するに当たり、施設内で収穫したイチゴを加工する施設が必要となり土地を探していたところ、申請地はイチごタウン2工区内であり、計画したところ土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。なお、令和3年10月6日付で農業用施設として

用途変更がされております。

本件の農地区分は農用地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ロの不許可の例外規定による農業用の施設に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、妻の実家に両親と夫婦及び子供1人、計5人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しておりましたが見つからず、妻の両親に相談したところ、父が所有している土地を勧められ、申請地は実家の隣接地であり、将来両親の介護を踏まえ、お互い家族が安心して生活できることから、快適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に婚約者と居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は婚約者の職場が徒歩で1分の距離にあり、安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家族の将来のことを考慮し戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小中学校が近くにあり、また妻の実家にも程近いことから子育ての支援が得られることから申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成19年に市内に本店を置き、主に建設業を営む法人です。現在借りている資材置場及び駐車場の土地の所有者より土地の明渡しの申出があり、新たに土地を探していたところ、申請地は近隣に住宅もなく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は通路の追認です。転用理由といたしまして、借人は昭和43年より居住しておりますが、申請地の通路は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き利用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和3年9月11日付で、今後は法令を遵守し厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、引き続き線引き前からの利用状況につきましては、当時の航空写真で確認をしております。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について渋谷委員、3番から6番について瀬尾委員よりお願いいたします。

5 番 委 員  
(渋谷委員)

それでは、1番及び2番について渋谷委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

10月13日に現地を確認しております。当該申請地の現況は畑、転用目的は工場・加工場です。出入口の部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。10月13日に現地を確認しております。当該申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口の部分を除き、既設並びに新設のコンクリートブロックを設置し、区画することから、周囲の農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

3番から6番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員  
(瀬尾委員)

3番の件についてご説明いたします。

10月12日に現地を確認しておりまして、現況は畑で、転用目的は住宅でございます。東側出入口を除いてコンクリートブロックを設置し、土留めとすることから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、4番の件についてご説明いたします。同じく10月12日に現地を確認しておりまして、現況は畑で、転用目的は住宅でございます。東側出入口を除いてコンクリートブロックを設置し、土留めとすることから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続いて、5番の件についてご説明いたします。同じく10月12日に現地を確認しておりまして、現況は田で、転用目的は資材置場・駐車場でございます。北側出入口を除いてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置し、土留めとすることから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、6番についてご説明いたします。10月12日に現地を確認しておりまして、現況は宅地で、転用目的は道路の追認でございます。現状は通路として使用していることから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長  
全 員  
議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

引き続き第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から13番について事務局から説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から13番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地が実家に程近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、父親の所有する住宅に居住しておりますが、結婚を控え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しましたが見つからず、父親に相談したところ、父の所有している土地を勧められ、申請地は実家にも近く、将来両親の介護を考慮し最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、妻の父親が所有する住宅に両親と夫婦及び子供2人、計6人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいからも近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和55年にさいたま市に本店を置き、主に電気工事業を営む法人です。現在借りている資材置場は、学校や保育園も複数あり住宅が密集しており、大型トラックなどが出入りするには大変危険な場所であることから、新たに資材置場として土地を探

していたところ、申請地は事務所から車で約7分の近い距離に位置し、前面道路も広く交通のアクセスがよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家まで5分の距離に位置し、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。なお、隣接する宅地3筆を含む一体利用とします。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成26年に市内に本店を置き、主に輸出入業を営む法人です。ベトナム輸入雑貨を扱う現在店舗を12月にリニューアルオープンするに当たり、従業員の通勤車両、社用車、来客用の駐車場がないため駐車場用地を探していたところ、申請地は徒歩で3分の距離に位置し、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は試掘に伴う一時転用です。転用理由といたしまして、専用住宅を建築するに当たり、地中に何が埋設されているか不明のため試掘する申請です。完了後は現況を畑に復元し、貸人へ返却するものです。

以上、7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番について小林委員、8番について荻島職務代理、9番について私から、10番について宇田川委員、11番について田口委員、12番について藤井委員、13番については試掘のため事務局報告のみとし、委員報告

議 長

1 3 番 委 員  
(小林委員)

はございません。

それでは、7番について小林委員よりお願いいたします。

7番の件について説明いたします。

10月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側の出入口の部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

8番について荻島職務代理よりお願いいたします。

1 1 番 委 員  
(荻島委員)

8番の件について説明いたします。10月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

9番について私から説明いたします。

9番の件について説明いたします。10月18日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は住宅です。南側出入口の部分を除き周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

10番について宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員  
(宇田川委員)

10番の件について説明いたします。

10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は資材置場です。北側出入口の部分を除き周囲をコンクリートブロック及び仮囲いを設置することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

10番委員  
(田口委員)

11番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、11番の件について説明いたします。

10月12日に事務局と現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き周りにコンクリートブロックとフェンスを設置し、区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

2番委員  
(藤井委員)

12番について藤井委員よりお願いいたします。

12番の件について説明いたします。

10月13日に現地を確認しました。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場です。出入口の部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

全員

ただいまの説明について質疑はございますか。

議長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

続きまして、第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局から説明願います。

議案書の5ページ及び8ページを御覧ください。

第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明します。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が29筆で、面積は1万7,580平方メートル。平成30年10月26日から令和3年10月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が9筆で、面積は5,252平方メートル。平成30年11月27日から令和3年10月25日までの証明です。

次に、3番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は571平方メートル。平成30年12月26日から令和3年10月25日までの証明です。

次に、4番の内容ですが、筆数が6筆で、面積は4,828平方メートル。平成30年10月26日から令和3年10月25日までの証明です。

次に、5番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は634平方メートル。平成30年9月26日から令和3年10月25日までの証明です。

次に、6番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は1,079平方メートル。平成30年11月27日から令和3年10月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員10番の鈴木委員、3番について推進委員1番の小早川委員、4番及び5番について推進委員8番の飯高委員、6番について13番の原田委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について鈴木委員よりお願いいたします。

10番推進委員  
(鈴木委員)

1番、2番について一括にて報告します。  
10月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地38筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

3番について小早川委員よりお願いいたします。

1番推進委員  
(小早川委員)

3番について報告します。  
10月18日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地2筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>6番について原田委員よりお願いいたします。</p>
13番推進委員 (原田委員)	<p>6番について報告いたします。</p> <p>10月の18日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地2筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>失礼しました。4番及び5番について飯高委員よりお願いいたします。</p>
8番推進委員 (飯高委員)	<p>4番、5番について一括にて報告いたします。</p> <p>10月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地8筆については、適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の発行について事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の9ページを御覧ください。第4号議案 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の発行について説明いたします。</p> <p>番号、出願人の順に読み上げます。</p>

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の規定による農地中間管理事業のために行われる貸付けが開始された日から、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明です。筆数が9筆で、面積は5,252平方メートルです。令和2年3月31日から令和3年10月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を推進委員10番の鈴木委員よりお願いいたします。

10番推進委員 1番について報告します。

(鈴木委員) 10月14日に事務局立会いの下、現地を確認しております。事務局説明のとおり、特例貸付農地9筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上です。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議長 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の10ページ及び11ページを御覧ください。第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、2筆の合計2,092平方メートル、再設定で、期間は5年です。

議  
全  
議

長  
員  
長

2番、400平方メートル、新規で、期間は5年です。

3番、7筆の合計3,753平方メートル、新規で、期間は5年です。

4番、792平方メートル、新規で、期間は5年です。

本計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することと決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の12ページから14ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、7件の届出がありました。届出内容につきましては記載のとおりです。

議案書の15ページです。第2号報告 農地法第4第1項第8号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、16ページ及び17ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。転用内容につきましては記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類等も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

議

長

続きまして、18ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は1件の届出がありました。内容につきましては記載のとおりです。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、11月25日、木曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時33分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年10月25日

議 長

署名委員

署名委員